

国労本部電送No.229	発信日	発信	責任者	受領者
	2020年4月7日	総務・企画部		

指示第69号
2020年4月7日

エリア本部
各 執行委員長 殿
地方本部

国鉄労働組合
中央執行委員長 松川 聡

「改正新型インフルエンザ対策特別措置法」に基づく

「緊急事態宣言」を踏まえた国労の対応について

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、安倍首相は本日、「緊急事態宣言」を発令した。その内容は、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県を対象区域に指定し、宣言の対象地域となる7都府県の知事が、新型コロナウイルス感染症が「(1)国民の生命・健康に著しく重大な被害を与える恐れ、(2)全国かつ急速な蔓延により国民生活・経済に甚大な影響を及ぼす恐れ」があることを理由に不要不急の外出自粛や多数の人が集まる大規模施設には使用停止を要請できるとするもので、当該地域の知事がイベントの開催制限も含めて私権制限を伴う措置をとることが可能となり、事業者が正当な理由なくこれに応じなければ「要請」より強い「指示」を出すというものである。

期間は4月8日から5月6日までとされるが、この「緊急事態宣言」は鉄道事業者であるJR各社の運行計画に関する強制力はなく、安倍首相も「減便要請はしない」と明言したものの、今後、人流物流に大きな変動が生じることは必至であり、JR各社ではすでに各種イベントの中止や列車の一部運休及び運行計画の見直しが先行して実施されていることから、さらに感染リスク増の混雑緩和や国民生活や経済活動が完全に止まることがないように一定の配慮をしながら、減便・減車対策を実施することも想定される。

国労においても、鉄道輸送業務を担う労働組合の社会的責務として組合員・家族の健康と命を守ることを最優先に鉄道利用者の安心・安全の確保に努めることが求められる。

すでにJR各社では、社員のマスク着用等の予防対策や空調装置による車内換気の徹底をはじめ、制度の一時的変更や、オフピーク通勤・在宅勤務等を導入するなど、感染爆発防止に向けたさまざまな施策が講じられているが、社員の命と健康を守る観点から労使の職責を超えて対応を図ることが重要である。

こうした観点から、すでに本部第177号（指示第54号『「新型コロナウイルス肺炎」予防と当面の対応について」2/18付）や「新型コロナウイルス対策について」（事務連絡3/27付）などにおいて本部の考え方を明らかにしてきたが、「緊急事態宣言」が出された今日の状況に鑑み、自らの命と健康及び組合員に責任を負う立場から、国労は以下の通りの取り扱いとするので各級機関は周知徹底されたい。

記

1、役職員の勤務等について

「緊急事態宣言」の対象となる7都道府県（東京・神奈川・埼玉・千葉・大阪・兵庫・福岡）に事務所が所在する機関については、不要不急の外出を控えることとし、可能な限り在宅勤務を活用すること。但し、各日とも役職員が当番制により、最低1名を配置すること。また、必要により当番者以外が出勤する場合は、事務連絡（「本部（連）」3月27日付）を踏襲し、時差出勤を行うなど「感染しない、させない」対策を徹底すること。尚、勤務の取り扱いは、緊急やむを得ない措置とし、各事業所の事情において判断し、特別な事情などがある場合は、本部に報告すること。

2、組合活動について

最低限必要な機関会議などを除き、期間中は自粛すること。特に多くの人が集まる会議や集会は中止すること。各級機関は組合機能に支障をきたすなど組合活動を実質的に停止させない範囲において、持ち回りやメールなどを活用した意見交換や意思統一を図り、創意工夫した取り組みを行うこと。

3、健康管理について

不要不急の移動については自粛して、本人はもとより家族や組合員、職場の仲間、知人・友人などのことを考えた行動をとること。

4、感染者が発生した場合について

各級機関において役職員及び家族・同居人等が感染した場合は自宅待機とする。各級機関は各事務所所在地を所管する保健所の指示を受け、当分の間、事務所を閉鎖するなど具体的指示に基づく必要な措置を講じること。

5、実施期間

「緊急事態宣言」が解除されるまでの期間（5月6日）とする。但し、新型コロナウイルス感染拡大など今後の状況等の変化に応じて判断の必要が生じた場合には別途指示する。

以 上